

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

第3回美里町障害者計画等策定委員会

2 開催日時 令和5年11月27日（月）午後2時から午後3時30分まで

3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 1階大広間

4 会議に出席した者

（1）委員

小野 俊次 会長、木村 明子 副会長、石川 芳民 委員

須田 明美 委員、伊藤 光也 委員、伊藤 公善 委員、近藤 等 委員、

阿部 律子 委員

（2）事務局（健康福祉課）

渡辺 克也 課長、相澤 環 課長補佐、望月 晶 技師

（3）その他

株式会社ぎょうせい 阿部 務 主任研究員

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題

（1）第4期美里町障害者計画、第7期美里町障害福祉計画及び第3期美里町障害児福祉計画の素案について

会議の公開・非公開の別

・公開

6 傍聴人の人数

・0人

7 会議資料

・資料1 第4期美里町障害者計画 第7期美里町障害福祉計画 第3期美里町障害児福祉計画〈素案〉

8 会議の概要

○事務局（渡辺課長） 委員の皆様、お疲れさまでございます。健康福祉課長の渡辺でございます。本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、令和5年度第3回美里町障害者計画等策定委員会を開会させていただきます。

美里町障害者計画等策定委員会条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要でございます。本日、委員全員の御出席をいただいておりますので、会議開催の要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

それでは、美里町障害者計画等策定委員会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることを定めてございます。小野会長を議長といたしまして会議を進めていただきます。小野会長、よろしくお願いいたします。

○小野会長 皆さん、こんにちは。今日は、障害者計画の素案について審議いただきます。忌憚のないご意見、ご発言をお願いしたいと思います。

早速、2の会議録署名委員及び会議書記の選出について、事務局からお願いします。

○事務局（相澤課長補佐） それでは、事務局から、会議録署名人に須田明美委員と伊藤光也委員を推薦させていただきます。あわせて、会議書記に健康福祉課技師の望月晶を指名させていただきます。

○小野会長 今、事務局からお名前を呼ばれた方ですけれども、会議録署名人を須田明美委員と伊藤光也委員、会議書記を望月技師でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○小野会長 それでは、以上3名の方、よろしくお願いいたします。

それでは、早速3の審議、第4期美里町障害者計画、第7期美里町障害福祉計画及び第3期美里町障害児福祉計画の素案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（相澤課長補佐）

資料1をお開きいただき、計画書の順に沿ってご説明させていただきます。

まず、正誤表をお渡ししておりますが、訂正をお願いいたします。最初の目次のところの右のページの上から2行目、第3編、障害福祉計画・障害児福祉計画とありまして、その次に基本的事項が第5章となっておりますが、ここが3編の第1章でございます。その下、第6章 障害福祉計画というところが第2章でございます。次の第7章 障害児福祉計画というところが第3章、第8章 計画の推進というところが第4章 計画の推進と訂正をお願いいたします。

それではまず、第1編の総論に入らせていただきます。3ページをご覧ください。第1章 計画の基本事項は、3ページから7ページまでとなっております。第1節は、計画策定の趣旨。近年の障害福祉を取り巻く環境や法制度の改正についてなどを記載し、町では「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」において、障害の有無に関係なく共に生き生きと暮らせるまちづくりを進めていきますということで、計画の趣旨をこちらに記載してございます。

次に4ページ、お開きください。第2節は、計画の法的根拠でございます。第1回の策

定委員会でご説明をさせていただきました内容でございます。

6 ページ、お開きください。第 3 節、計画の位置づけ。この計画は、美里町の最上位の計画であります第 2 次総合計画・総合戦略や地域福祉計画と整合性を図って、そのほかの分野別計画との調和を図ることを入れております。

次に 7 ページ、第 4 節は、計画期間でございます。第 5 節は、計画の策定体制ということで、この策定委員会につきましては、第 1 回の策定委員会におきましてアンケートの内容についてご審議いただき、前回はアンケート調査の報告をさせていただきました。本日が第 3 回目で、第 4 回目は来年の 1 月を予定しており、4 回の審議を行ったという形で記載しております。

次に、第 2 章、障害がある人を取り巻く現状ということで、8 ページから 26 ページまでとなっております。第 1 節は、美里町の概況ということで人口と世帯数、9 ページには、住民基本台帳による人口構造を載せております。

10 ページ、第 2 節は、障害者、障害児の数の推移ということで、障害者手帳所持者数、11 ページは、2 として「身体障害者のある人」となっておりますけれども、「身体障害のある人」が正しいため、「者」という字を消していただきます。12 ページは知的障害のある人、それから 13 ページは精神障害者保健福祉手帳所持者の状況ということで、それぞれ平成 30 年から令和 5 年の各年の 3 月末現在での推移を載せております。

14 ページ、お開きください。第 3 節は、障害児の教育・保育の状況で、本町の障害児保育施設数の推移、小中学校の特別支援学級数等の推移、15 ページは、特別支援学校高等部卒業者の進路状況を載せております。この 15 ページのグラフと表につきまして、それぞれ「平成 30 年」となっておりますが、正しくは「平成 30 年度」ということで年度の表記が正しいものになります。申し訳ございませんが「年度」という字を入れていただきます。

○阿部委員 すみません。そうしますと、本文はどうなるのでしょうか。

○事務局（相澤課長補佐）3 の特別支援学校高等部卒業者の進路状況につきましては、本文は「本町の特別支援学校高等部卒業者の進路状況は、平成 31 年度を除き施設・医療機関が最も多く 2～4、次いで就職者が令和 4 年度を除き 1～3 人となっています」ということになります。併せて訂正をお願いいたします。ありがとうございます。

16 ページ、17 ページをご覧ください。16 ページは、第 4 節、障害者雇用の状況で、古川公共職業安定所管内における法定雇用率の達成状況、17 ページは、新規求職・就職の状況についての推移を載せてございます。こちらにつきましても、グラフと表の年のところが、平成 30 年から令和 4 年となっておりますが、16 ページの法定雇用率の達成状況、17 ページの新規求職・就職状況のどちらも「年度」となります。17 ページの本文、上から 2 行目の合計の新規求職申込件数が最も多い年で 386 件のところが「令和 4 年」となっておりますが、「令和 4 年度」となります。続いて、最も少ない年で 320 件、こちらも「平成 30 年度」となります。「合計の就職件数は最も多い年で 202 件（平成 31 年度）、最も少ない年で 166 件（令和 2 年度）となっています」というふうに、こちらも「年度」と入れていただくようお願いいたします。16 ページに戻りまして、第 4 節の下が「(1) 法定雇用

率の達成状況」となっておりますが、括弧はつけないで「1」が正しいので括弧は取ってください。

次に、18 ページに移ります。第 5 節は、アンケート調査結果の概要で、前回の策定委員会でご報告させていただきました内容からの掲載となります。実施概要と調査結果の内容を 26 ページまで載せてございます。

次に、第 3 章に移ります。27 ページをご覧ください。第 3 章、計画の基本的な考え方は、27 ページから 33 ページまでとなっております。第 1 節、基本理念。本計画の基本理念は、現計画の「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を継承し、より一層発展させていくこととします。

28 ページをご覧ください。第 2 節、施策に共通する横断的視点。基本理念を実現するための障害福祉施策に共通する横断的視点を、1 障害に対する理解や配慮の促進、2 住民、町、関係団体、サービス提供事業所等による連携、協働、3 ライフステージを通じた支援の構築と整理しました。

29 ページ、第 3 節、基本目標。障害のある人の暮らしに関する本町の現状を踏まえまして、障害福祉施策をさらに推進するため、4 つの基本目標と計画課題の対象と行動目標を提示したものです。29 ページは、基本目標 1、相互理解と交流のある地域づくりとし、様々な障害特性について正しい知識や理解を深めるための機会づくりに継続して取り組むとともに、関係団体等とも協力して理解と交流のある地域社会、さらに互いの尊厳を認め合う地域社会づくりを進めていくこととし、計画課題としては、障害への理解の推進、福祉教育や交流機会の創出、人権・権利擁護の制度の周知としました。

30 ページ、お開きください。基本目標 2 は、地域で自立を目指せる生活支援の充実として、保健医療体制及び生活支援体制を整備・周知するとともに、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関しては、その質・量の確保に努め、サービスの円滑な提供に努めていくこととしました。計画課題としては、様々な支援を受ける入り口となる情報提供・相談支援体制の強化、保健・医療体制の充実、障害福祉サービス・生活支援の実施としました。

31 ページ、基本目標 3、自分らしさを広げる社会参加の実現とし、計画課題としては就労移行支援策の実施、保育・教育環境の充実、スポーツ・文化活動の推進としました。

32 ページ、ご覧ください。基本目標 4 は、安全・安心して暮らせる地域づくりとし、計画課題は、暮らしやすい生活基盤の整備、安全・安心な福祉のまちづくりとしました。

33 ページは、第 4 節、施策体系として、本計画の基本理念を実現するための各施策をまとめた図になります。

次に、第 2 編の障害者計画に入ります。

37 ページをお開きください。先ほどご説明させていただきました 4 つの基本目標、その計画課題についての実施方針でございます。第 1 章の相互理解と交流のある地域づくり（基本目標 1）は、37 ページから 42 ページまでです。第 1 節は、障害への理解の推進として、広報・啓発活動、「障害者の日」等の啓発活動、合理的配慮等の推進、地域共生社会の推進を推進する施策とし、その取り組みについてまとめました。

39 ページ、ご覧ください。第 2 節は、福祉教育や交流機会の創出とし、福祉教育の充実、活動機会の創出、障害者団体（当事者団体）及び家族の会への支援、ボランティア活動の推進を施策としまして、その取り組みについてまとめました。

41 ページ、ご覧ください。第 3 節は、人権・権利擁護等の制度の周知とし、権利擁護制度の周知、成年後見制度の利用促進、障害者虐待防止法の周知を推進する施策とし、その取り組みについてまとめました。

43 ページ、ご覧ください。第 2 章、地域で自立を目指せる生活支援の充実（基本目標 2）です。こちらは 43 ページから 49 ページまでです。第 1 節は、情報提供・相談支援体制の強化としまして、相談支援の機能の強化、地域自立支援協議会の機能強化、情報提供体制の充実、意思疎通支援の充実を推進する施策とし、その取り組みについてまとめました。

45 ページ、第 2 節は、保健・医療体制の充実としまして、母子保健事業と連携した早期発見・療育の充実、健診等を通じた健康管理・健康増進、精神保健福祉への対応、医療の充実、医療費の軽減を推進する施策とし、その取り組みについてまとめました。

47 ページ、第 3 節、障害福祉サービス・生活支援の実施としまして、障害の認定、手帳交付の普及、在宅サービスの充実、日中活動の場の充実、居住の場の確保、経済的支援の実施、サービス利用に結びついていない人への支援を推進する施策とし、その取り組みについてまとめました。

50 ページ、ご覧ください。第 3 章、自分らしさを広げる社会参加の実現（基本目標 3）は、50 ページから 55 ページまでです。第 1 節は、就労移行支援策の実施としまして、就労移行支援の実施、福祉的就労の場の確保、県及び関係機関による職能開発・雇用支援の活用、県や関係機関との連携を図るということを推進する施策としまして、その取り組みについてまとめました。

52 ページ、第 2 節、保育・教育環境の充実としまして、障害児保育、一貫した相談支援体制の整備、就学前の保育、教育、療育の充実、学校教育の充実、学校と連携した就労支援の強化を推進する施策とし、その取り組みについてまとめました。

55 ページ、第 3 節、スポーツ・文化活動の推進とし、スポーツ・文化活動への参加促進を推進する施策として、その取り組みについてまとめました。

56 ページ、ご覧ください。第 4 章、安全・安心して暮らせる地域づくり（基本目標 4）は、56 ページから 58 ページまでです。第 1 節、暮らしやすい生活基盤の整備としまして、住環境の整備、障害がある人の意思や状態に配慮した地域移行の推進、事業者及び関係機関等と連携した地域移行の推進、公共施設のバリアフリー化、移動手段の確保を推進する施策とし、その取り組みについてまとめました。

58 ページ、第 2 節、安全・安心な福祉のまちづくりとし、地域の安心・安全体制づくり、生活安全意識の啓発を施策とし、その取り組みについてまとめました。

次に第 3 編障害福祉計画・障害児福祉計画に移ります。

61 ページをお開きください。第 5 章、基本的事項となっておりますが、こちらが第 3 編の第 1 章となりますので、「5」を「1」に直していただくようお願いします。

第1章、基本的事項は、61 ページから 63 ページまでです。障害福祉計画・障害児福祉計画につきましては、国の基本指針に即しまして、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業、それから障害児通所支援、障害児相談支援等の円滑な実施と提供体制を確保するために、種類ごとの必要な見込み量やその確保のための方策を定める実施計画となります。

基本理念は、第4期の美里町障害者計画の基本理念である「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を共有し、障害のある人の自己決定の尊重と意思決定を支援することにより、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスを実施し、障害のある人もない人も社会の対等な構成員として地域共生社会の実現を目指していきます。また、障害者等の地域生活を支援するサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、必要とされる障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第6項の規定により、障害福祉計画と一体的に作成します。この計画の基本理念及びサービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方については、国の基本指針等と整合性を図って、次のとおりとしますということで、次にあげてございます。

1 としまして、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援。2 本町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施。3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備。4 地域共生社会の実現に向けた取組。5 障害児の健やかな育成のための発達支援。6 障害福祉人材の確保・定着。7 障害者の社会参加を支える取組ということにしております。

64 ページをお開きください。第6章、障害福祉計画となつてございますが、3編の第2章になりますので、「6」を「2」に直していただくようお願いします。第2章、障害福祉計画は、64 ページから 98 ページまでとなります。初めに、第1節、第6期障害福祉計画の進捗でございます。前回の策定委員会で、第6期障害福祉計画の進捗につきましてご報告いたしました内容を記載させていただきました。

64 ページの(1)、施設入所者の地域生活への移行、65 ページの(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、それぞれ括弧を取っていただくよう、お願いします。それから、66 ページの(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実、(4)福祉施設から一般就労への移行等、67 ページの(5)相談支援体制の充実・強化等も括弧を取っていただくようお願いします。同じく、68 ページの(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築、(7)発達障害者等に対する支援、こちらにつきましても括弧を取っていただくようお願いします。

69 ページに進みます。第2節、第7期障害福祉計画における成果目標の設定についてでございます。この計画の成果目標は、69 ページから 74 ページまでになってございます。

令和8年度末における成果目標を次のとおり設定しますということで、成果目標は5つございます。69 ページは、1 施設入所者の地域生活への移行ということで、国の基本指

針では基準となる時点を令和4年度末時点とし、これまでの実績や障害のある人の高齢化・重度化の状況など、地域の実情を踏まえて、令和8年度末における成果目標を設定することとしていますので、本町においてもこの基本指針に準じて目標を設定し、取り組むことといたします。69ページでございますが、目標年度入所者数や目標値が2つございすけれども、そのうちの上のほう、入所者数削減見込みと削減率に誤りがございました。正誤表の1枚目の下の部分にありますとおり、正しくは目標年度入所者数(B)が「24人」、目標値ということで入所者数削減見込みは「1人」、削減率は「5%」が正しいものとなります。こちらの計算の仕方としましては、入所者数の削減見込みにつきましては、令和4年度末時点の入所者数が25人、第6期の未達成率はございましたので、そのまま国の基本指針に定める目標値、令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本としますとなっているので、25人に5%を掛けますと1.25人となりますので、入所者数削減の見込みを1人にして、削減率を5%と設定したいと考えております。それから、目標値2つ目の地域生活移行者数につきましては、64ページの第6期の進捗のとおり未達成のものがございましたので、その未達成の割合6.5%と国の基本指針に定める目標値の6%を合わせまして12.5%を掛けますと3.125人となりますので、こちらの目標値は地域生活移行者数3人、地域移行率を12%と考えてございます。

70ページをご覧ください。2 地域生活支援の充実ということで、1つは地域生活支援の充実として、コーディネーターの配置や年1回以上の地域生活支援に対する検証及び検討の実施、2つ目としまして、強度行動障害を有する者への支援体制の充実として8年度末までに強度行動障害を有する者への支援体制の整備を進めていくことということで設定してございます。

71ページは、3として福祉施設から一般就労への移行等ということで、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら企業などへ働きかけをしまして、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めるということで、目標を設定をしております。

① 福祉施設から一般就労への移行については、国の基本指針に定める目標値が令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とすとなってございます。町では、1.28倍の基本、国の指針に定める目標値に6期での未達成分がございましたので、それを勘案しまして、目標値を2倍、令和8年度の一般就労する者の数を4人と設定してございます。

72ページは、まず、就労移行支援事業でございます。こちらにつきましては、令和3年度の一般就労移行者数は1人でした。前のページになりますが、国の基本指針に定める就労移行支援事業からの移行実績の1.31倍以上となつてございまして、第6期計画で未達成のものがございましたので、その未達成分を加えまして、町では目標値を2倍と考え、令和8年度の就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数を2人と見込んでいます。

目標値の2つ目、目標年度の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数でございすが、こちらについては就労移行支援事業所が町にございませんので、今の段階では0か所ということになりますので、そのように設

定をしました。就労継続支援A型事業につきましては、令和3年度の一般就労移行者数は1人。目標値は、令和8年度末においてのA型の事業から一般就労への移行者数で、国の基本指針では令和8年度末において1.29倍以上となっておりますが、こちらにつきましては第6期の未達成分を合わせまして1.79倍となりますので、そちらを令和3年度の移行者1人に掛けまして1.79人となりますから、町では目標年度の一般就労移行者数を2人、目標値を2倍と考えました。別紙の正誤表の2枚目に72ページの誤りと正しいものがございますけれども、今のご説明のとおり目標値が正しくは「2人」となります。

就労継続支援B型事業につきましては、令和3年度の一般就労移行者数につきましては0人でした。こちらにつきましては、国の基本指針に定める率を掛けても0人になりますので、令和8年度の一般就労移行者数の目標値としては0人と考えてございます。

次に②雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築につきましては、国の基本指針において定める目標値としまして、令和8年度末までに都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化して、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会などを設けて取組を進めることを基本とするとございますので、町としましては、地域自立支援協議会の就労支援委員会を活用し、就労支援ネットワークの体制づくりを推進するなど、関係機関との情報連携に取り組んでいくことで考えてございます。

次に73ページ、③の就労定着支援事業の利用者数につきましては、国の基本指針に定める目標値が、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とするとございます。令和3年度の利用者数が3人でしたので、それに国の基本指針に定める目標値の1.41倍以上ということでしたので、こちらを掛けますと4人となります。こちらに1.3%とありますが、正誤表の2枚目の上から2つ目のとおり「1.41倍」に直していただくようお願いします。次に、④就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合につきましては、就労定着支援事業所は美里町に1か所ございまして、国の基本指針に定める目標値は、就労定着率が7割以上の事業所ということですが、1か所のため目標値を100%としてございます。

74ページをご覧ください。5としまして、相談支援体制の充実・強化等、このページ中ほどに6、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築としてございますが、「4」が入っておりませんでしたので、「5」というところが「4」、「6」になっているところが「5」となります。4の相談支援体制の充実・強化等につきましては、令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置と体制の強化を図ることとしまして、この具体的な内容につきましては活動指標を92ページの3に相談支援体制の充実・強化のための取組と入れてございます。成果目標の具体的なことにつきましては、ここに記載させていただいた取り組みをしていきたいと考えております。また74ページに戻っていただきますが、5の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築、こちらにつきましても、具体的なところは先ほどの92ページ、4の障害福祉サービスの質を向上させるための取組をしていきたいと考えております。

次に75ページ、ご覧ください。障害福祉計画の中の障害福祉サービスの利用状況と見

込み量設定の考え方ということで、第3節が75ページから90ページまでとなっております。本町では、令和8年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けまして、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者などを勘案して、計画期間における適切なサービスができるよう見込みまして、その確保に努めていきたいと考えています。まず、75、76ページは、1としまして訪問系サービス、サービス内容としては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援がありまして、それぞれ第6期計画のサービスの利用状況から、第7期のサービス見込み量の設定をさせていただいたものを記載しております。

77ページ、ご覧ください。2 日中活動系サービスは、①生活介護、78ページには②自立訓練、宿泊型自立訓練、79ページに③就労選択支援、これは第7期からの新たなサービスです。障害を持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援して、関係機関との橋渡しを担うサービスになります。80ページは、④として就労移行支援。81ページには、⑤就労継続支援。82ページには、⑥として就労定着支援。83ページには、⑦として療養介護。84ページには、⑧として短期入所をそれぞれ今までの実績と7期の見込み量ということで設定をさせていただきました。

86ページ、ご覧ください。3 居宅系サービスになります。①が共同生活援助、87ページは、②施設入所支援、88ページは③自立生活援助ということでそれぞれ見込み量を設定させていただいております。

89ページは、4の相談支援ということで、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の見込み量を設定しております。

すみません、85ページに戻っていただきまして、「第7期見込み量の設定の考え方」というところで、利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえ、福祉型は令和6年度28人、以降各年度1人増を見込みますと記載していますが「各年度1人増を見込みます」を「同数とします」と直していただくようお願いします。正誤表にも入れています。

91ページにつきましては、第4節、発達障害者のサービスについての見込み量で、1 発達障害者に対する支援、2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、それぞれの見込みましたことについて載せております。

93ページ、お開きください。第5節、地域生活支援事業のサービスの見込み量です。地域生活支援事業は障害者総合支援法第77条に基づきまして、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえまして、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて事業実施を検討してまいります。93ページから94ページの中ほどまでは地域生活支援事業の概要を、94ページからは地域生活支援事業の実績と第7期の見込み量の設定につきまして、併せて載せております。96ページから98ページまでは、その事業の実施に関する考え方や、見込み量確保のための方策についてとなります。

99ページをお開きください。第7章、障害児福祉計画となっておりますが、第3章の

誤りでございますので、第3章に直していただくようお願いします。第1節、第2期障害児福祉計画の進捗ということで、99ページから101ページまでとなります。前回の策定委員会でご報告させていただきました。進捗状況等の内容が記載されています。

次に、第2節、第3期障害児福祉計画における成果目標の設定ということで、102ページをご覧ください。第3期の障害児福祉計画における成果目標の設定につきましては、102ページ、103ページとなります。令和8年度末における成果目標を次のとおり、1 障害児支援の提供体制の整備等ということで、①障害児支援の提供体制、103ページには、②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等とし、設定しました。

104ページ、ご覧ください。第3節、障害児福祉サービスの利用状況と見込み量設定の考え方は104ページから108ページまでです。障害児福祉サービスの利用状況につきまして、1 障害児の通所支援ということで①放課後等デイサービス、105ページの②児童発達支援、107ページの③保育所等訪問支援、108ページについては、2 障害児相談支援ということで、それぞれ見込みを載せております。106ページですけれども、表の下、7行目から8行目にかけてですが「令和3年度から令和5年度まで」となっておりますが「令和6年度から令和8年度まで」の誤りでございますので、直していただくようお願いいたします。

最後、109ページです。第8章、計画の推進となっておりますが、第4章、計画の推進の誤りでございますので直していただくようお願いします。計画の推進につきましては、第1節計画の推進における連携ということで、県の機関や庁内、自立支援協議会との連携のことについて載せております。

110ページ、ご覧ください。第2節、計画の進行管理ということで、その計画の点検や評価体制、それから成果目標と活動指標について載せております。実際、計画書になるときは、最後のページに資料編として、策定の経過、策定委員会の開催した関係等を入れる予定となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小野会長 どうも丁寧な説明、ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたが、質問など、何かございませんか。

○伊藤公善委員 事業所向けのアンケートに関して、この計画に何か反映されたことはあったのでしょうか。教えてください。

○事務局（相澤課長補佐） 町民の方向けに8月に実施したアンケート調査については、委員の皆様の実績を前回ご報告させていただきました。その後に、サービス事業所の方々に現在の状況や、何かご提案ございますかということでヒアリング調査をさせていただいたところです。その中では、相談支援事業所やほかの障害福祉サービスの事業所から、今、必要だということでお話があがっていたものは、資料の104ページにある、障害児福祉サービスの放課後等デイサービスについてでした。このサービスは、就学しているお子さんについて学校が終わった後や、休業日に児童発達支援センターなどの施設で生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練や機会を提供するというものです。こちらについては、ご希望されている方が今いて、待機していたり、来年度このサービスを利用したい

という方について町でも把握しており、事業者さんからも必要のご意見をいただいておりますので、104 ページにありますように放課後等デイサービスの見込みを6年度から多く設定させていただき、事業所さんのご意見を反映させていただいたというところです。

○伊藤公善委員 ありがとうございます。

○小野会長 よろしいでしょうか。

○伊藤公善委員 それから、もう一つ、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のところで、私の方で事業所からのヒアリングに書かせてもらったんですけども、91 ページのところですが、第6期実績では全てゼロで、国から地域包括ケアシステムの構築をと言われ始めたのが平成30年度で、これまで令和5年度まで実施されてこなかったのですが、令和6年度以降に実施できるのかというところです。拠点の整備は全国的に、今、市町村の6割程度がもう終わっているんですけども、美里町はもう大分早く終わらせて、いろいろスピード感があるんですけども、この精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関しては、いまだに手をつけられていないところについて、大崎市との関係なのか、それとも今後は美里町単独でもしっかり目標を達成していく計画になるのかどうかというのを聞きたかったのでお願いします。

○小野会長 事務局、お願いします。

○事務局（相澤課長補佐） 今までの第5期、それから第6期につきましては、大崎圏域でという話がでておりまして、圏域の担当者の集まりのときにも話は出ているものの話が進まなかった現状にあります。

宮城県北部保健福祉事務所での精神障害についての会議においても、新型コロナの影響により、しばらくの間お休みしていたのですが、今年度になり町にヒアリングのため来庁したり、また、12月にもその会議がございます。そのような動きもありますので、また圏域で相談をして進めるか、なかなか進まないときには、まずは町の係からということで小さいながらも精神障害の関係の協議の場という形で、町だけでも進めようかと考えております。今のところはまだ具体的などころというのはないのですが、まずは来年1回開催したいということで考えております。

○小野会長 そういうことですが、よろしいですか。

○伊藤公善委員 ありがとうございます。

○小野会長 ほかにございませんか。

○須田明美委員 58 ページの生活安全意識の啓発ということで、障害のある方が安心・安全に生活できるようにとあるんですけども、この啓発活動の中で関係機関ともこれから連携を取っていくとありますが、関係機関とはどのような関係機関をイメージしていますか。というものも、知的障害のある子が地域の中を歩き回っているときに地域の方から警察に通報が入って不審者と言われた、ということがありました。地域の中にはそういう人たちがいるんですけども、警察や消防などの関係者にも地域にはこういう子たちがいるということを周知できる勉強会みたいなものがあればいいかなと思います。

○小野会長 貴重なご意見ですけども、事務局、いかがですか。

○事務局（渡辺課長）町としても機会を捉えて周知や啓発に関する取り組みを行っておりますが、まだまだ周知が足りないなと改めて実感したところでございます。現在も関係機関との連携を行ってはおりますが、その構成も含めて連携について検討していきたいと思っておりますし、計画書の中にありますとおり、広報啓発活動になお一層取り組みながら、地域で安心した生活が送れるように行っていきたいと思っております。

○小野会長 よろしいですか。

○須田明美委員 はい。よろしくお願いします。

○小野会長 ほかにございませんか。

○阿部律子委員 資料の確認なんですけれども、14 ページについてです。正誤表になかったので、14 ページは「年度」ではなく「年」でいいんでしょうか。

○事務局（相澤課長補佐）障害児保育施設の推移、特別支援学級数等の推移、こちらにつきましては、例えば 30 年の 5 月は、5 月 1 日現在での認定こども園・幼稚園、保育園の数、それから学級数等を載せているので、「年度」ではなく、「年」となります。

○阿部律子委員 分かりました。

○小野会長 よろしいですか。

○小野会長 ほかに、ございませんか。ないようでしたら、今、ご提案いただいた意見で修正あるいは追加をするということでしょうか。

（「はい」の声あり）

○小野会長 ありがとうございます。それでは、審議事項（１）の第４期の障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の素案については、修正後の形でパブリックコメントの実施ということといたします。

次に、４番目のその他ということで、委員の皆様から何かご意見やご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○小野会長 それでは、ないようなので、事務局、お願いします。

○事務局（相澤課長補佐）事務局から今後の予定について説明させていただきます。本日の会議の内容につきまして修正、確認を行い、12 月にパブリックコメントを実施させていただきます。内容は 12 月の広報に載せます。公表日は、12 月 5 日の火曜日です。意見の募集期間は、その周知から 1 週間後ということで 12 月 12 日の火曜日から 1 月 16 日の火曜日までの約 1 か月間とします。

パブリックコメントでいただいた意見を集約後、その結果についてのご報告と最終的な計画書の案について審議いただくのが第４回の策定委員会になりますので、1 月 22 日の月曜日から 31 日の水曜日までの間でご案内をさせていただくようになるかと思います。

○事務局（渡辺課長）担当が申し上げましたとおり、今後パブリックコメントの手続に入っております。今日ご審議いただいておりますので、これを基本にパブリックコメントを実施いたします。

今回、正誤表をお示しいたしましたが、本当に申し訳ございませんでした。この後、事

務局において誤字脱字を見つけた場合には修正を行った上でパブリックコメントを実施したいと思いますので、事務局にお任せいただければと思います。

○小野会長 皆さんよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○小野会長 よろしくお願ひします。それでは、以上で議事の進行を終了いたしましたので、事務局に代わります。

○事務局（渡辺課長）小野会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回美里町障害者計画等策定委員会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

委 員 _____

委 員 _____